

## 横浜信用金庫「創業応援プラン」申込における提携・連携先等への紹介に関する同意書

当社/私(以下総称して「申込人」という)は、自社/自身が希望する商品・サービス、支援等について、横浜信用金庫が下記に示す「創業応援プラン」提携・連携先等のビジネスマッチング候補先(以下「BM先等」という。なお、BM先等には横浜信用金庫の取引先や提携・連携先等が紹介する企業等を含む)もしくは、専門家・公的な支援機関等(以下「専門家等」という。またBM先等と専門家等を総称して「提携先等」という)に申込人を紹介するにあたり、下記の事項について確認及び同意します。

### 記

#### (1)横浜信用金庫が行う「創業応援プラン」ビジネスマッチングサービス

- ・横浜信用金庫は、申込人に対して、申込人が希望する商品・サービス等を提供できると思われる横浜信用金庫のBM先等を紹介すること。
- ・横浜信用金庫は、BM先等を紹介するのみであり、BM先等の代理人ではないこと。
- ・横浜信用金庫が申込人をBM先等に紹介した後は、BM先等との取引に関する協議・交渉その他一切の手続きは、申込人とBM先等の間で直接行うこと。
- ・横浜信用金庫およびBM先等は、申込人との取引の成約を確約するものではないこと。なお、BM先等との取引は紹介後に行われる申込人とBM先等との間の協議・交渉を踏まえてその成約の有無が決定されること。
- ・申込人とBM先等との間の対象取引の成立・不成立は、申込人と横浜信用金庫との間の取引・関係に何ら影響を及ぼすものではないこと。
- ・対象取引が成約した場合、BM先等から横浜信用金庫に対して手数料が支払われること。なお、横浜信用金庫が申込人より手数料等を申し受けることはありません。
- ・BM先等の範囲は、追加・削減・変更される場合があること。
- ・横浜信用金庫は、BM先等の紹介をするにあたり、BM先等やその提供するサービスの内容等について、現在および将来にわたって保証するものではないこと。また、BM先等の判断によりお断りされる場合があること。

#### (2)横浜信用金庫が行う「創業応援プラン」専門家相談支援サービス

- ・横浜信用金庫は、申込人が希望する支援について専門家等を紹介すること。
- ・横浜信用金庫は、申込人に専門家等を紹介した後も、申込人の必要に応じて専門家等と情報を共有して申込人の支援を行うこと。
- ・横浜信用金庫および専門家等は、申込人の期待する成果を確約するものではないこと。
- ・申込人と専門家等との間で、支援の成果が得られないことを理由に、申込人と横浜信用金庫との間の取引・関係に何ら影響を及ぼすものではないこと。
- ・横浜信用金庫が紹介する専門家等の支援を受けるにあたり、所定の手数料を支払う必要

がある場合には、申込人は当該専門家等に直接請求された手数料を支払うこと。また、申込人は横浜信用金庫が専門家等から紹介料を受領する場合があることを了承すること。なお、横浜信用金庫が申込人より手数料等を申し受けることはありません。

- ・ 専門家等の範囲は、追加・削減・変更される場合があること。
- ・ 横浜信用金庫は、専門家等の紹介にあたり、専門家等が提供する支援・サービスの内容について、現在および将来にわたって保証するものではないこと。また、専門家等の判断によりお断りされる場合があること。

### (3)情報の提供

- ・ 横浜信用金庫が、提携先等に申込人を紹介するにあたり、「申込人情報」及び「相談情報」を提携先等に提供すること。
- ・ 提携先等との取引もしくは契約が成約した場合、提携先等が横浜信用金庫に成約情報を開示すること。
- ・ 提携先等の紹介にあたり、横浜信用金庫営業統括部担当者または提携先等より申込人連絡先へ連絡させて頂く場合があること。

### (4)秘密保持等について

- ・ 横浜信用金庫は、申込人より書面・メール等による情報提供の承諾があった場合を除き、提携先等に対して申込人の取引情報等は提供いたしません。但し、(3)により提携先等に提供する情報、既に公知となっている情報、法令により公的機関から提供を求められた場合は除く。

### (5)横浜信用金庫の免責等について

- ・ 横浜信用金庫が提携先等を紹介した場合であっても、申込人と提携先等との間における商品の売買・サービスの供与、その他契約等に関する一切の紛争等について、横浜信用金庫は一切責任を負わないこと。
- ・ 本申込書による商談・相談・支援申込は、申込人の意思により行うものであり、横浜信用金庫が取引条件等を理由に申込人に強要するものではないこと。
- ・ 提携先等との取引・契約は、申込人の判断によって行うものであり、提携先等との間で紛議が生じた場合は、申込人と提携先等との間で解決するものとし、横浜信用金庫は何らの責任を負わないこと。
- ・ 紹介後の進捗状況等について、申込人より拒絶の申し出があった場合を除き、提携先等と申込人が締結した守秘義務を越えない範囲で提携先等が横浜信用金庫に説明または報告しても異議を唱えないこと。
- ・ 紹介後、実際に取引・契約をおこなうかどうかは、申込人ご自身の責任において判断すること。提携先等のサービスを利用すること等により、申込人に損害が生じた場合であっても、横浜信用金庫は何ら責任を負わないこと。